

# 所得税の確定申告

所得税に関するお問い合わせは、  
越谷税務署 ☎965-8764 (申告案内)

## 確定申告が必要な方

越谷税務署では、確定申告の必要があると思われる方に、確定申告書を送付しています。ただし、確定申告書が届かない方でも一定の要件にあてはまる場合には、確定申告書を提出する必要があります。

- 事業を営んでいる場合や不動産収入がある場合、土地や建物を売った場合などで、平成19年中の所得金額の合計額から、配偶者控除、扶養控除、基礎控除などの所得控除の合計額を差し引き、その金額を基に算出した税額から、税額控除を差し引いて残額のある方
- 給与所得者で次のいずれかの要件に該当する方
  - ①給与の年収が2千万円を超える方
  - ②2ヵ所以上から給与を受けている方
  - ③給与所得の方で、給与所得や退職所得以外の所得が20万円を超える方
  - ④同族会社の役員などで、その法人から貸付金の利子や不動産の賃貸料などを受けている方

## 確定申告に必要なもの

- 市民税・県民税の申告に必要なものと同様(2頁を参照)。  
申告の内容により異なる場合があるので、越谷税務署へお問い合わせください。

## 確定申告の受け付け

開催日	会場	受付時間
2月18日(月)～ 3月17日(月) ※土・日を除く	越谷税務署 (右図参照)	午前9時～午後4時

※2月24日(日)と3月2日(日)は「日曜申告相談会」を実施

- 自書申告をお願いします。  
税務署では、申告納税制度の趣旨から、確定申告書・収支内訳書などの提出書類を、ご自分で正しく作成し、郵送などにより提出していただく「自書申告」を推進しています。ご協力をお願いします。
- 次の簡易な確定申告は、市民税・県民税申告会場でも受け付けできます。  
・給与所得・年金受給の源泉徴収票(原本)をお持ちで、次のいずれかの要件に該当する方
  - ①平成19年の途中で退職などにより、年末調整を受けなかった方の申告
  - ②給与などを2ヵ所以上の会社から受けている方の申告
  - ③年金基金や公的年金など年金を2ヵ所以上から受けている方の申告
  - ④給与所得と年金受給など2種類以上の収入があった方の申告
  - ⑤扶養や障害者控除などを追加する方の還付申告
  - ⑥医療費控除を受ける方の還付申告  
(領収書は、医療機関ごとに合計してお持ちください)
- ・一時所得があった方
- ・白色申告で、事業所得(営業・農業)、不動産所得、雑所得などがあり、収支内訳書ができている方

○次の確定申告をする方は、市民税・県民税申告会場では受け付けできません。  
**必ず、越谷税務署に申告してください。**

- ①青色申告
- ②所得税の住宅借入金等特別控除の還付申告
- ③事業所得(営業・農業)、不動産所得で収支内訳書ができている方の申告
- ④平成19年から事業を始めた方の申告
- ⑤給与明細書(源泉徴収票のない方)の還付申告
- ⑥株、土地、建物などの譲渡所得の申告
- ⑦雑損、寄付金控除などの申告
- ⑧利子所得、配当所得、損失など事例の少ない申告



次の場合は、確定申告することにより、源泉徴収された所得税が還付されることがあります。

- 平成19年の途中で退職し、年末調整を受けなかった方
- 給与所得者で、次のような方
  - ①多額の医療費を支払った方
  - ②住宅ローンなどを利用して、平成19年中にマイホームを新築・購入または大規模な修繕・増築をした方
  - ③災害や盗難などにあった方
  - ④一定の要件に該当する寄付金を支払った方
- 源泉徴収された配当や原稿料などの収入が少額で、その他の所得もあまり多くなかった方

※還付の確定申告書は、2月15日(金)以前でも越谷税務署へ提出できます。

- 還付申告の場合は、還付金の振込先口座(本人)の口座番号のわかるもの。

## ★申告会場案内図



## ◆税理士会の無料税務相談会

開催日	会場	受付時間	受付対象者
2月12日(火)～ 14日(木)	八潮メセナ 2階集会室	午前9時30分～10時30分 午後1時～3時	公的年金等の受給者の方 公的年金等の受給者で医療費控除のある方 公的年金等と給与所得のある方
2月25日(月)～ 29日(金)	八潮メセナ 1階展示室		退職し年末調整が済んでいない方 給与所得で医療費控除のある方

- \*午前中は混雑が予想されますので、あらかじめご了承ください。
- \*住宅借入金等特別控除の還付申告は行いません。

☎関東信越税理士会越谷支部事務局 ☎962-6131

## 確定申告書の作成は自宅のパソコンで 国税庁ホームページ <http://www.nta.go.jp>

□便利なホームページで  
国税庁ホームページ「確定申告書作成コーナー」で作成した確定申告書をプリントアウトし、そのまま添付書類とともに郵送などで提出することができます。

この「確定申告書作成コーナー」を利用すれば、確定申告書を取りに税務署などに向かず、自宅で都合の良い時間に確定申告書を作成することができます。

また、税務署などの申告会場で長時間待つことなく、郵送などで提出できます。ぜひご利用ください。

□e-Taxで確定申告  
e-Tax(国税電子申告・納税システム)は、確定申告などの税務手続きが、自宅などからインターネットを利用して行なえ、平成19年分または平成20年分のいずれか1回、所得税から最高5千円の税額控除が受けられます。

利用する場合は、開始届出書の提出、電子証明の取得、ICカードリーダーの購入など事前の手続きが必要です。

詳しくは、国税庁ホームページまたは越谷税務署にお尋ねください。

## 納税は期限内に

平成19年分の確定申告による所得税の納期限は3月17日(月)です。  
また、納付税額が30万円以下の場合には、越谷税務署窓口でバーコード付納付書の交付を受け、コンビニエンスストアで納付することができます。

振替納税を利用される方は、4月22日(火)に指定の口座から自動的に納付されます。